

[事案 2024-159] 損害賠償等請求

・令和 7 年 3 月 12 日 裁定終了

<事案の概要>

設計書の記載内容等を理由に、和解金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年 2 月に契約し、令和 4 年 12 月に解約した終身保険について、以下のとおり、請求①②③を求める。

- (1)募集時に交付された設計書に、過大に設定された配当金額が記載されており、自分の判断を誤らせたため、和解金の支払いを求める（請求①）。
- (2)仮に請求①が認められないとしても、実際の配当金が設計書の金額と著しく相違していることについて説明し、契約の継続を再確認しなかったことは、信義誠実の原則にもとづく説明義務に違反するため、和解金の支払いを求める（請求②）。
- (3)募集時に交付された設計書の積立配当金の提示金額が不当に過大に設定されていた疑いがあるため、設計書に記載された積立配当金額の算出根拠を明らかにし、それが適正な金額設定であったことについて納得のいく説明を求める（請求③）。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)設計書には、契約時の実績配当率にもとづいて計算された配当金額が記載されているが、契約後の厳しい経済情勢の影響を受け、剰余が生じず配当が生じなかった。
- (2)本契約は、契約時に定まった額の配当金が支払われることが確定しているものではない。設計書およびパンフレットには、配当金について、将来の支払額を約束するものではない旨が明記されている。
- (3)申立人に対して、毎年、契約状況および配当金の支払状況を通知している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本件の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、請求①②については、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して手続を終了し、請求③については、算出根拠、計算式、それを用いて設計書の積立配当金の提示金額が正しく計算されているのか等という点について、このような申立人の求めに応じるか否かは、保険会社の経営方針にかかる事項であり、その性質上裁定を行うことが適当でないものと判断し、裁定手続を打ち切ることとした。